

# 齋宮の形成過程に関する一考察

—天武朝から桓武朝の伊勢齋宮—

脇田 大輔

## はじめに

**本稿の目的** 伊勢齋宮（以下「齋宮」）は、伊勢神宮に奉仕するために都から派遣された未婚の皇族女性である伊勢齋王（以下「齋王」）の居住地であり、また齋宮寮という役所でもあった。齋王制度は、673年に天武朝の大来皇女が派遣されて以来、後醍醐朝の祥子内親王まで約660年間存続した。

ところで、齋宮の変遷に関しては、発掘調査で飛鳥・奈良時代の土器の出土が史跡西部に集中し、奈良時代後期以降の土器の出土が史跡東部に集中することから、史跡西部に存在した初期齋宮が後に史跡東部に移り、8世紀末頃に方格地割が造営されたと推定されている<sup>(1)</sup>。

これまでは、特に史跡東部の内院区画と呼ばれる齋王の居住地推定区画の遺構変遷が主に注目されてきた。その造営は光仁朝の酒人内親王まで遡ると考えられている。例えば、内院区画の正報告書である『齋宮跡発掘調査報告Ⅰ 内院地区の調査 本文編』（齋宮歴史博物館、2001年、以下『内院報告書』）では、史跡東部で8世紀前半に遡る遺構が散発的にみられるとしながらも、官衙遺構や集落跡の遺構が確認されていないことから、規格性のある開発を計画した時期を酒人内親王段階とする<sup>(2)</sup>。

しかし、『内院報告書』を含めて、従来の研究では8世紀前半に遡る遺構に関する検討が必ずしも十分ではなかった。遺構・遺物が確認されている以上、その要因を明らかにすべきであろう。ましてや、後に内院区画や方格地割が造営される地域であればなおさらである。史跡東部の内院及び方格地割は、急遽その場所に造営が決まったわけではなく、酒人内親王以前から齋宮として利用されてきた伝統ある場所に造営されたと解釈することも可能なのである。

また、拙稿（脇田2012、以下「前稿1」）で指摘したように、齋宮の土器は都城土器との類似性が認められるにもかかわらず、既往の土器編年（以下「2000編年」）における土師器供膳具の年代観は、都城編年よりも古く位置づけられており、再検討が必要である<sup>(3)</sup>。よって、土器編年が見直されれば、これまでとは異なる調査成果の解釈が生まれる可能性もある。

そこで、本稿では、齋宮の成立期である天武朝から方格地割の造営時期と推定される桓武朝までの齋宮形成過程の再検討を目的とする。当該期の齋宮は、これ

までの調査・研究成果から、大きく①史跡西部の齋宮、②史跡東部に移設した齋宮、③方格地割が造営された齋宮、という流れで形成されたと考えられる。中でもあまり注目されてこなかった①～②の段階の齋宮の様相を明らかにすることで、初期齋宮から方格地割造営までの齋宮形成過程を考察したい。

**分析方法** 具体的な方法としては、まず、発掘調査の出土土器分布を時期別に確認し、各時期に齋宮として利用された場所を探っていく。齋宮として利用されていた場所からは、当然土器が出土していると考えからである。特に史跡東部を活用しはじめた時期には、分布にも大きな変化がみられるはずである。

そこで、史跡東部の利用が本格的に開始された時期とその齋王を探っていく。なお、土器の実年代は、土師器供膳具の坏A・皿A・椀Aから判断した<sup>(4)</sup>。本稿で表記する時期区分も主に拙稿（脇田 2015、以下「前稿 2」）で提示した私案編年（表 1、以下「私案〇―〇期」と表記）を用い、適宜、既往の 2000 編年（以下「齋宮〇―〇期」と表記）も併記することとした。

次に、土器分布で明らかにした齋王が史跡東部を利用した要因を、齋王制度の変遷や齋宮寮の変遷に関する文献史学の研究成果から考察する。史跡東部の活用は単体で行われたのではなく、その必要性が生じたためだと考えるからである。そうした要因は、齋王を取り巻く環境の変化にあるとみており、これを文献史料から探っていく。

さらに、史跡範囲内から検出された古代伊勢道（以下「古道」）の廃絶時期と、方格地割内で検出された規格性をもつ建物の成立時期を私案編年により再検討し、方格地割の造営時期を再検討する。古道は方格地割の中を貫くかたちで存在することから、古道の廃絶と方格地割の造営時期には密接な関係があると考えられる。また、前述したように、土器編年の再検討によって、通説とは異なる解釈が生まれる可能性もあるため、私案編年を用いた調査成果の検証を行う。以上から、天武朝から桓武朝の齋宮形成過程を明らかにしていきたい。

## 第 1 章 土師器供膳具の分布からみた伊勢齋宮

### 第 1 節 伊勢齋宮の検出遺構

本節では、まず発掘調査で明らかとなった齋宮の遺構を概観しておく。

史跡の範囲内では、北西から南東に向かう古道を確認している（図 1）。そして、史跡西部の古道北部が生活区、南部が行政・儀礼区、といったかたちで遺構の性格が異なることが指摘されている（『内院報告書』）。齋宮関係で現在までに確認された最古の遺構は、史跡西部の南側で検出した 7 世紀後半のものであり、

表1 齋宮土器の私案編年と2000編年

私案編年 年代	私案編年 区分	標識遺構	2000編年 区分	2000編年 年代	2000編年 標識遺構	都城遺跡	
673	第Ⅰ期 第1段階	SB4743(第71次)	齋宮第Ⅰ期 第1段階	710	SB1615(第30次)	飛馬Ⅳ	平城Ⅰ
686		齋王不在			SK1255(第27次)		
697	第2段階	SB1615(第30次)	齋宮第Ⅰ期 第2段階	730	SK5102(第70-1次)	V	Ⅱ
707	第3段階	SB5632(第82次)			SK1098(第21-1次)		
715	第4段階	SK4749(第71次)	齋宮第Ⅰ期 第3段階	770	SK6210(第88次)	Ⅲ	Ⅳ
724	第5段階	SK4497(第71次) SK4498(第71次) SK5102(第70-1次)			SE4580(第69次)		
749	第6段階	SK5072(第75次)	齋宮第Ⅰ期 第4段階	785	SK6030(第86次)	Ⅴ	Ⅵ
770	第7段階	SK6225(第88次)			SK1445(第34次)		
784	第Ⅱ期 第1段階 第1小期	SK6226(第88次)	齋宮第Ⅱ期 第1段階	820	SK5200(第77次) SK1045(第20次)	Ⅶ	平安京Ⅰ期中
796	第2小期				SK7430(第109次) SK2650(第44次)		
810	第2段階 第1小期	SK6210(第88次)	齋宮第Ⅱ期 第2段階	850	SK7430(第109次) SK2650(第44次)	Ⅰ新	Ⅱ古
824	第2小期	離宮院出土土器			SK7030(第103次) SK7040(第103次) SE4050中層(第61次)		
839	第3小期	SK6030(第86次) SK1445(第34次) SK5200(第77次)	齋宮第Ⅱ期 第3段階	900	SK7030(第103次) SK7040(第103次) SE4050中層(第61次)	Ⅱ中	Ⅲ新
850	第Ⅲ期 第1段階	SK1045(第20次) SK7430(第109次)			SE4050上層(第61次) SE2000(第31-4次)		
880	第2段階	SK2650(第44次)	齋宮第Ⅲ期 第1段階	950	SE4050上層(第61次) SE2000(第31-4次)	Ⅲ	Ⅳ
900	第3段階	SK7040(第103次) SK6666(第95次) SK7030(第103次)			SK1730(第32次)		
930	第Ⅳ期 第1段階	SE4050中層(第61次)	齋宮第Ⅲ期 第2段階	1000	SK1074(第20次)	Ⅳ	Ⅴ
960	第2段階				SD3052(第50次)		
985	第3段階		齋宮第Ⅲ期 第3段階	1050	SD3052(第50次)	Ⅴ	Ⅵ
1016	第Ⅴ期 第1段階	SE4050上層(第61次) SE2000(第31-4次)			SK1074(第20次)		
1036	第2段階	SK1730(第32次) SK1074(第20次)	齋宮第Ⅲ期 第3段階	1100	SK1074(第20次)	Ⅵ	Ⅶ
1068	第3段階	SD3052(第50次)			SK10114(第159次)		
1086	第Ⅵ期 第1段階	SK9026(第143次)	鎌倉	1333		Ⅶ	
1123	第2段階	SK9028(第143次)					
1152	第3段階	SD10118(第175次)					
1180	第Ⅶ期第1段階	SE9014(第143次)					
1210	第2段階	SE9014(第143次)					
1242	第3段階	SK10114(第159次)					
1272							
1333							

初代齋王の大来皇女に關係すると考えられている。斜方位の塀と掘立柱建物を数棟確認しているが、現状では建物配置に規格性は認められない。その東側には、古道につながるとみられる南北道路があり、この道路と前述の遺構は方位を揃えて造営されたようにもみえる。

8世紀の遺物としては、蹄脚硯、朱彩の大型土馬、羊形硯などが史跡西部で出土している。前述した斜方位遺構のすぐ南側に、正方位の塀で囲まれた施設があり、内部の建物配置などは明確でないが、奈良時代の齋宮に關係すると考えられている。当該期には、後に方格地割が形成される史跡東部でも、散発的に遺構・遺物が出土するが、規格性のある建物群は確認されていない（『内院報告書』）。

8世紀後半の光仁・桓武朝には、史跡東部に方格地割が造営されたと推定されている。方格地割のプランニングに関しては、1993年の96-5次調査で八脚門が検出されたことを契機として、当初は東西7列だったものを後に5列に削減したとみる説が有力になっている（榎村2010）。また、各区画規模がすべて統一されているわけではなく、東から3列目の区画は東西130mと他より若干大きく設定されており、その中心を幅約10mの道路が通る。

齋王制度が廃絶する1333年まで方格地割は維持されたと考えられるが、各区画の利用実態は定かではなく、また13世紀後半になると齋王が伊勢へ下向しなくなるため、制度よりも早く廃絶していた可能性がある<sup>(5)</sup>。

なお、方格地割の各区画には、便宜上、地名に由来する名前が付けられている（図1）。近年は方格地割内での調査が進展しており、中でも特に進んでいるのが、内院区画とみられる鍛冶山西・牛葉東区画と、齋王が日常祭祀を行う私的な祭祀場と考えられる西加座南区画、「寮庫」の可能性が指摘される西加座北・下園東区画などである。

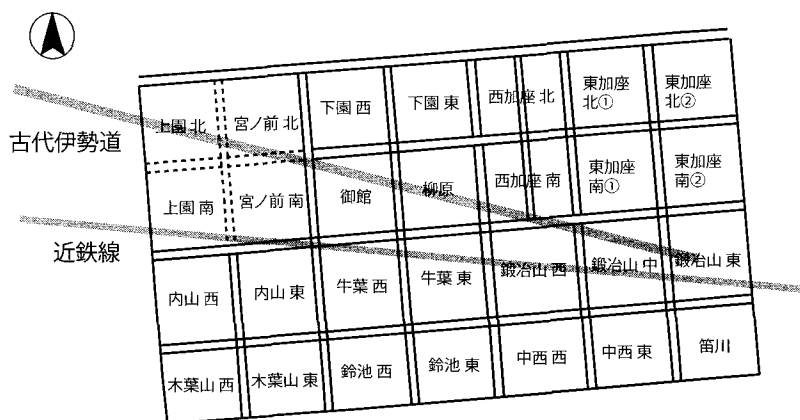


図1 史跡齋宮跡の方格地割

## 第2節 土師器出土遺構の分布

私案編年に基づいて、各時期の土師器出土遺構の分布を確認した結果、時期によって土器の分布が変化することが判明した。本節では、斎宮形成の画期とみられる時期の分布を確認していく。ただし、出土地点の地区表示までは把握できたが、その中のさらに細かな地点までは押さえていないので注意されたい。

**私案Ⅰ-1期(673~697年)**(図2) 史跡西部の北と南に集中する。北は塚山古墳群など多数の古墳があり、南は目立った古墳群は見られないが、後に前述した初期斎宮の遺構が出現する。

**私案Ⅰ-3期(707~715年)** 史跡西部の南から史跡東部まで分布し、初めて史跡東部からの土器の出土が確認できる時期である。その位置は、後に造営される方格地割北西隅の区画にあたり、出土した遺構が掘立柱建物であることから、当該期から史跡東部を斎宮の一部として利用した可能性も考えられる。

**私案Ⅰ-4期(715~724年)・Ⅰ-5期(724~749年)**(図3) 私案Ⅰ-3期までの土師器出土遺構は少なく、分布も①史跡西部の北と南、または②史跡西部の南と史跡東部の西北、といったように二分していた。私案Ⅰ-4期の分布も同様であるが、私案Ⅰ-5期になると土師器出土遺構が増加し、史跡西部では、再び北にも分布が確認できる。また、史跡東部では西から東まで広く分布するなど、分布範囲が広がる。私案Ⅰ-4期までとは明らかに異なる傾向である。

**私案Ⅰ-7期(770~784年)**(図4) 斎宮への気多王派遣記事が『続日本紀』にみえる時期である<sup>(6)</sup>。分布が再び史跡西部や史跡東部の北にも広がるようになる。中心は史跡東部にあり、後の下園東区画~牛葉東区画の南北3列×牛葉東区画~鍛冶山東区画の東西4列、計12区画分を中心に斎宮として利用したと考える。鍛冶山西・中区画の2区画分の範囲に、二重掘立柱塀で囲まれた建物群が当該期に成立したとする指摘がある(山中章2001、榎村2012)。

**私案Ⅱ-1-1期(784~796年)**(図5) 785年に紀作良が造斎宮長官に任命される記事が『続日本紀』にみえ、方格地割の造営時期とも考えられている<sup>(7)</sup>。分布は、方格地割外よりも地割内に集中するようになる。筆者は前稿1で、古道の路面上の土坑から長岡京期以降の土師器が確認されていることから、当該期には古道が廃絶していたと考えた。

**私案Ⅱ-1-2期(796~810年)**(図6) 分布は、前代よりもさらに方格地割内に偏る。当該期の斎王は布勢・大原内親王である。近年、布勢内親王の段階で、卜定から群行までの行程が『延喜式』の斎宮式(以下『延喜斎宮式』)に最も則った形で行われ、大原内親王にも同様の傾向が認められることが指摘されている(長原2013)。少なくとも群行までに関しては『延喜斎宮式』に最も則した時代といえよう。当該期に方格地割が形成されたとする説もある(榎村2012)。

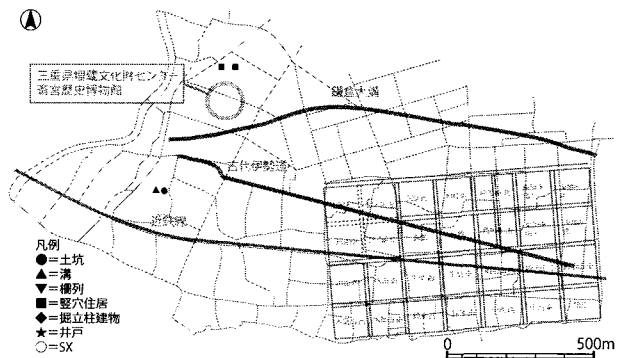


図2 私案I-1期の土師器出土遺構の分布

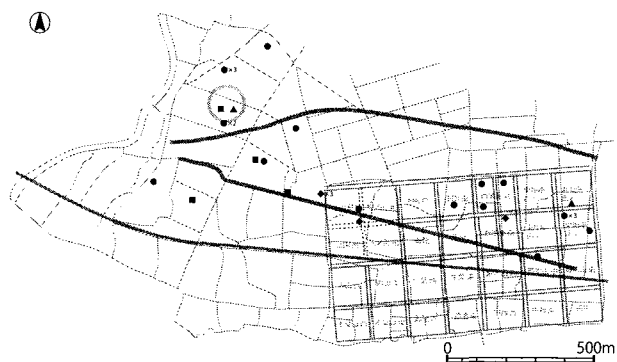


図3 私案I-5期の土師器出土遺構の分布



図4 私案I-7期の土師器出土遺構の分布



図5 私案II-1-1期の土師器出土遺構の分布



図6 私案Ⅱ-1-2期の土師器出土遺構の分布

以上の結果から、桓武朝までの齋宮形成に関して次のように想定される。

初期齋宮は史跡西部の南に設けられたが、私案Ⅰ-3期(707～715年)頃から史跡東部を齋宮の一部として利用する兆候がみられ、私案Ⅰ-5期(724～749年)頃までには利用されていた可能性が高い。ただし、発掘成果を踏まえると、中枢部は史跡西部であったと考えられる。また、土器の分布が史跡東部に拡大したとはいえ、引き続き史跡西部でも確認できることから、この段階における齋宮は「移設」したのではなく、史跡東部へ「拡大」したと解釈した方がよい。

その後、私案Ⅰ-7期(770～784年)には中枢部も史跡東部に移って、齋宮の主要施設は史跡東部へ移設され、私案Ⅱ-1-1期(784～796年)には方格地割が造営されて、齋宮は史跡東部に固定することになったと考える。

## 第2章 7～8世紀の齋王制度と齋宮寮

### 第1節 齋宮拡大期の伊勢齋王

本章では、上記の検討結果を踏まえたうえで、齋王関係の文献史学の研究を参看し、齋宮形成の画期となりうる時期とそれぞれの齋王を考察していこう。

前節での検討によると、史跡東部で遺物・遺構が初めて確認できるのは、私案Ⅰ-3期(707～715年)であり、方格地割の東北隅にあたる区画に土器を伴う掘立柱建物が存在した。当該期は元明天皇の治世にあたり、多紀・智努・円方の3人が齋王であったとされる。しかしながら、在任期間は不明で、そもそも齋王として伊勢に下ったのかどうかも明らかでない<sup>(8)</sup>。よって現状では、これらの齋王が齋宮の範囲拡大に影響を及ぼしたとは考え難い。

次の私案Ⅰ-4期(715～724年)においても、ほぼ同様の地域で遺物を伴う土坑を検出している。元正天皇の治世で久勢齋王の時期にあたり、彼女は約4年間で齋宮で過ごしたことから、齋宮の範囲拡大に関係した可能性も考えられる。し

かし、遺構検出地点は後の方格地割の西北隅にあたる区画までであり、史跡東部でも最西端にすぎない。また、当該期の遺構の検出数はわずかで、これだけでは史跡東部を意識的に利用していたとは言い難い。

私案 I - 5 期 (724~749 年) になると、分布範囲は後の方格地割の東端区画まで拡大し、遺構の検出数も増加する点が注目される。土器出土遺構の大半は土坑であるが、史跡東部まで齋宮の範囲が拡大し、何らかの形で利用されていた可能性が高い。当該期は元正・聖武朝で、齋王は井上内親王と畠女王である。しかし、史跡東部で規格性をもった建物遺構が検出されていないことから、齋宮の中枢部が移転したとは言い難い。

ところで、私案 I - 5 期の齋王に井上内親王が含まれている点は注目すべきである。彼女は、元正・聖武朝の 2 代にわたって齋王を務めたが、こうした例は他にみえない。また、通説では、井上内親王は齋王制度や齋宮寮の整備に多大な影響を与えた齋王と考えられており、そのような齋王の時期に、土師器出土遺構の分布・検出数が拡大・増加している事実は見逃せない。それまでは史跡西部に齋宮が造営されてきたが、井上内親王の段階での齋王制度と齋宮寮の整備に伴い、齋宮の施設自体もより広大で様々な機能を備える施設として整備する必要が生じたのではないか。このため、従来利用されてこなかった史跡東部の活用が計画されたと推定される。

では、井上内親王段階の齋王制度と齋宮寮の整備とは、具体的にどのようなものだったのか。この点に関しては、文献史学において様々な議論がなされてきたので、次節ではそれらの研究史を整理し、齋宮拡大のきっかけとなるような事象を見出せるかどうか検討してみよう。

## 第 2 節 井上内親王段階の齋王制度と齋宮寮

齋王制度は、飛鳥時代から南北朝時代まで存続したとされるが、その制度の規定は、10 世紀に編纂された『延喜齋宮式』でしか知ることができない。つまり、齋王制度が開始されて以来、どのような改訂がなされて『延喜齋宮式』にみえるような制度となり、またそれ以後どのように変質していったのかということが、文献史料からは把握できないのである。

すでに先学が指摘するように、660 年もの間存続した齋王制度が一貫して『延喜齋宮式』にみえる規定であったとは考え難く (山中章 2011、長原 2013)、実際、六国史などの齋王関係記事と『延喜齋宮式』の条文との不一致は数多く見受けられる<sup>(9)</sup>。近年、『延喜齋宮式』の齋王制度の成立過程に関する研究が長原舞佳氏によって発表され、齋王制度の成立期から確立期までの研究史もまとめられているので (長原 2013)、それを参考に研究史を概観していこう。



齋王の制度化について、山中智恵子氏は、「天武朝に、中絶していた齋王を再び派遣、制度化への道を開かれた」と指摘する（山中智恵子 1980）。これは現在でも通説となっており、一般的に齋王制度は大来皇女から始まったと述べられることが多い。しかし、大来皇女段階で成立した齋王制度は不安定なものであったという指摘もなされている。

例えば山中章氏は、大来皇女から井上内親王までの齋宮の厳密な位置が発掘調査で明らかとなっていないことや、大来皇女の帰京後に齋王が任命された形跡がないこと、奈良時代の齋王の出自が女王もしくは不明な時期があることなどから、大来皇女段階で成立した齋王制度は、古代王権にとって必ずしも常置の不可欠の制度とはみなされていなかった可能性を述べる（山中章 2011）。また、榎村寛之氏は、大来皇女が齋王として伊勢に居住していた頃、彼女以外の皇女やキサキが伊勢神宮に派遣されたと考えられる記事が『日本書紀』にみえることから、大来皇女の段階の齋王制度は完成形態ではなかったと指摘する（榎村 2012）。

次に、大来皇女段階で成立した齋王制度がある程度確立するのは、聖武朝の井上内親王の頃とみるのが通説となっていた。例えば田中卓氏は、文献史料にみえる天武朝から桓武朝の齋王関係記事と『延喜齋宮式』の条文を比較した上で、『延喜齋宮式』のような齋王の規定が成立する時代を聖武朝と考えている。そして、聖武天皇の時代に、仏教文化の開花とともに神祇思想と制度の向上発展があったとし、その一端が齋王制度の確立過程にもみられると述べる（田中 1959）。また、山中智恵子氏は、大宝元年（701）の齋宮司に関する記事や養老2年（718）の齋宮寮印使用、養老5年（721）の井上齋王北池辺宮入の記事などから、神亀5年（728）までの間に齋宮寮が確立したと考え、井上内親王を齋宮寮・齋王制度確立期のただなかにあった齋王と評価する（山中智恵子 1980）。

一方で、井上内親王段階の齋王制度も非常に不安定なものであったという指摘がなされている。例えば榎村寛之氏は、「称徳朝の伊勢神宮は、仏教優位の支配下に置かれ、法体の女帝が三宝の加護により自ら祭る、という形を採ったために、齋宮も事実上無意味化し、おそらく断絶していたのではないかと考えられる。井上内親王段階で確立したかに見えた齋王制度は、称徳朝には断絶していたのである」とし、称徳朝での齋王制度の断絶を指摘する（榎村 2009）。山中章氏も称徳朝の断絶を指摘するが、井上内親王の卜定から潔斎、群行にいたる経緯が、『政事要略』巻24<sup>(10)</sup>に詳細に記述されていることから、井上内親王の卜定、潔斎、群行がその後の齋王のモデルになったとも考えている（山中章 2011）。このように、井上内親王の段階の齋王制度は、大来皇女段階に比べて追加条項による発展はあっても、安定していたとは考え難い。

これらを受けて、長原氏は、天武朝から仁明朝にいたる齋王の卜定から帰京ま

での関係記事を集成し、『延喜齋宮式』の条文と比較して、両者が一致するようになる齋王を明らかにしようとした。その結果、桓武朝の布勢内親王の頃に『延喜齋宮式』条文と一致するようになるとし、それ以前の齋王制度は不安定だったとする。そして、続く平城朝の大原内親王段階で細かな制度の補充がなされ、嵯峨朝の仁子内親王の段階で、弘仁元年(810)の賀茂齋院成立を契機に『延喜齋宮式』の制度が確立したと考える。長原氏は、この制度が井上内親王段階の制度を基礎とし、その他の齋王の動向を補充して作られたものと想定している。

以上の研究史から、筆者は齋王制度の変遷に関して次のように理解した。

まず、天武朝の大来皇女派遣をもって齋王制度が始まったとされるが、その頃は『延喜齋宮式』にみえるような細かな規定は存在しなかった。次の持統朝の齋王不在、文武朝の齋王の出自や短期間での齋王交代からみても、天武朝以後も引き継がれるべき制度とは考え難く、非常に不安定であったといえる。

その後、聖武朝の井上内親王の段階で、齋王制度を再整備したと考えられる。この段階には前代よりも規定が増加し、『政事要略』にみられるような齋王の卜定から群行までの間に行うべきことが定められていたのだろう。しかし、つづく孝謙・淳仁朝の齋王の出自や称徳朝の齋王不在を踏まえると、聖武朝に整備された齋王制度も、天皇にとって必要不可欠なものではなかった可能性が高い。ただし、齋王が置かれた孝謙・淳仁朝にいたっては、基本的には井上内親王段階の制度が用いられ、これ以後も細かな規定が追加されていったと考える<sup>(11)</sup>。

そして、桓武朝の布勢内親王の段階で、井上内親王の制度をベースに様々な細則を補充した制度が成立し、弘仁元年(810)の賀茂齋院成立を契機に、嵯峨朝の仁子内親王の段階で『延喜齋宮式』に記載されるような齋王制度が成立した。

このように、井上内親王の齋王制度が平安時代に引き継がれたとすれば、齋宮の施設自体についても、井上内親王段階のものが何らかの影響を与えた可能性が高い。おそらく、前述した史跡東部への土器分布の拡大は、井上内親王段階の齋王制度の整備過程でさらなる施設拡充が計画され、それが史跡東部への拡大というかたちで実施された結果を表しているのであろう。

ところで、齋王制度の整備にともなって施設が拡充されたと想定するのは本当に可能なのだろうか。この点に関しては、『政事要略』が示すように、井上内親王段階で、卜定から群行までの間にそれ以前の齋王にはない細かな規定が追加されたことに注目したい。これらが果たした役割は何であったのだろうか。

井上内親王が卜定された養老5年(721)は、聖武天皇が皇太子の地位にあり、群行した神亀4年(727)には即位していた。榎村氏が指摘するように、聖武即位に先立って井上内親王を齋王に卜定したのは、首皇子の立場を確立し、長屋王との皇位継承争いで優位に立つためだったとすれば(榎村1996)、井上内親王は

聖武即位を決定づけた人物といえる。そう考えると、彼女に対して聖武がこれまで前例のないほど手厚い群行を行ったことは不思議ではない。そして、それに伴って、彼女のための齋宮拡大が行われた可能性も十分考えられるのである。また、井上内親王の段階で齋宮寮が整備されたことと、齋宮に供給する年料に官物を充てるようにすることで財政が自立したことも<sup>(12)</sup>、施設拡充の可能性を裏づける根拠となろう。

前者に関しては古川淳一氏の論考が詳しく、古川氏は、『続日本紀』神亀4年(727)8月壬戌条の齋宮寮補任記事にみえる官人121人という人数が、『類聚三代格』巻4所載の神亀5年(728)7月21日勅にみえる職員数の総計107人(+膳部若干名)を10名程度上回るだけであることを指摘した<sup>(13)</sup>。したがって、神亀5年勅をもって齋宮寮の諸司が新設されたのではなく、神亀4年の時点ですでに寮の規模拡大がなされており、神亀5年勅は神亀4年の補任を追認したものと解釈される(古川1993)。この点からも、筆者は、井上内親王段階に齋宮寮の組織が拡大したことによって、齋宮が「齋王の宮」の機能に加え、従来以上に役所としての機能を持つ必要が生じ、それが施設拡大へつながったと考える。

以上、文献史学からは、井上内親王段階に齋王制度と齋宮寮の整備が行われたことが明らかにされており、これらが齋宮拡大の要因となった可能性がある。

一方、考古学の発掘調査成果からは、土器の分布以外で、史跡東部への齋宮拡大を裏づけることができるだろうか。これまでの研究では、酒人内親王の内院区画が史跡東部に現れたことが本格的な移設を示すと考えてきたが、新たな土器編年と年代観では、異なる解釈が生まれる可能性もある。次節以降、発掘調査成果を再検討し、史跡東部への齋宮の拡大と移設の時期を考察していこう。

### 第3章 伊勢齋宮形成過程の考察

#### 第1節 古代伊勢道の廃絶

『内院報告書』によると、古道は奈良時代から段階的に廃絶していったとされる。廃絶時期は、古道の側溝を切る土坑などの出土土器から、齋宮I-2期(710~730年)にまで遡る箇所が存在するという。しかし、これは土器の時期を2000編年に従って推定した結果であり、私案編年を適用した場合は異なる解釈が成立する余地がある。そこで、古道の側溝を切る遺構や、路面上の遺構から出土した土器群の時期を再検討し、改めて古道の廃絶時期を考えていくこととする。

齋宮I-2期(710~730年)に側溝が埋没したことがわかる例として、50次・78次・88次・106-5次調査が挙げられているが、これらが何を根拠に推定され

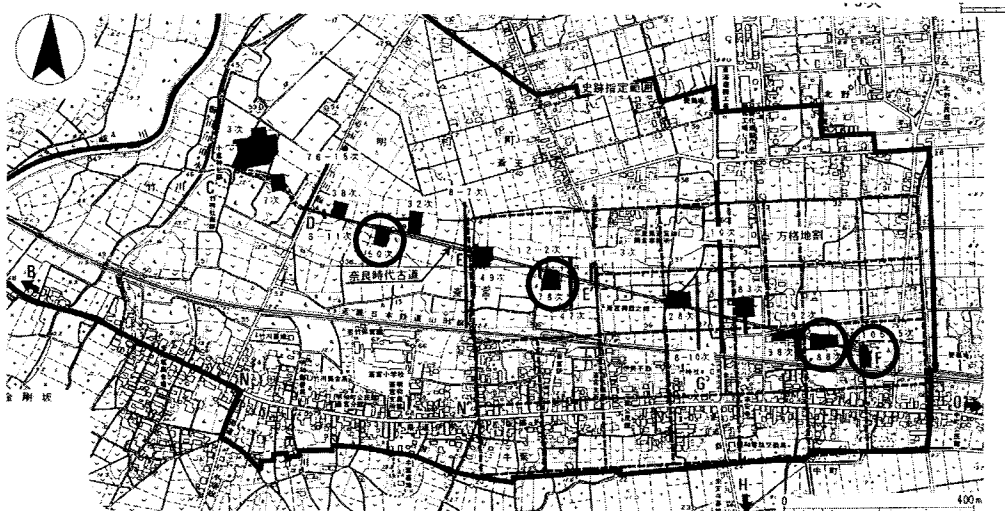


図7 古代伊勢道の調査地点

たのかは記載されていない。各調査成果を改めて分析してみよう。

**50次調査（1983年）** 古道の北側溝にあたるSD170が検出され、この溝から出土した土器の実測図も掲載されている。8世紀前後の奈良時代前半の土器群とされ、1984編年<sup>(14)</sup>では奈良時代前期の土器群の基準資料として挙げられている。2000編年に照らし合わせると、斎宮Ⅰ-2期（710～730年）となる。

これらについて、筆者は、坏・皿の形状から私案Ⅱ-1-1期（784～796年）頃と考える。ただし、調整はすべて底部外面オサエ・ナデのe手法<sup>(15)</sup>と報告されているので、時期がもう少し下る可能性もある。いずれにしても、報告書<sup>(16)</sup>が想定する8世紀前後にe手法の調整が主体となるとは考え難く、斎宮Ⅰ-2期（710～730年）に古道が廃絶した根拠とはならない。

**78次調査（1988年）** 前述のSD170と同じく北側溝にあたるSD5266を検出している。土師器坏Aと皿Aの実測図各1点が掲載され、坏Aは奈良時代中期～後期と推定されている。坏Aはe手法、皿Aにはb手法という古い調整方法が使われることから、私案Ⅱ-2-3期（839～850年）以前と考えられるが、形状などを勘案すると、私案Ⅱ-1-1期（784～796年）頃まで遡る可能性がある。これについても、斎宮Ⅰ-2期以降の廃絶を示すものとみて支障はない。

**88次調査（1990年）** 北側溝SD2404と南側溝SD6252が検出され、奈良時代前期とされているが、遺物実測図の掲載はない。よって、これらの時期を推定するためには、重複関係がある遺構から出土した土器群を確認する必要がある。

側溝を切り、かつ出土遺物の実測図が掲載されている遺構としてはSK6246が挙げられる。また、両側溝に挟まれた路面上に位置し、かつ遺物実測図が掲載されている遺構としてSK6210・6220・6225・6226・6227・6228がある。出土土器群を検討した結果、SK6246は私案Ⅱ-2-3期（839～850年）、SK6210は私案Ⅱ-

Ⅰ - 2 ~ Ⅱ - 2 - 1 期 (796 ~ 824 年)、SK6220 は私案Ⅰ - 7 期 (770 ~ 784 年)、SK6225 は私案Ⅰ - 7 期、SK6226 は私案Ⅱ - 1 - 1 期 (784 ~ 796 年)、SK6227 は私案Ⅰ - 7 期、SK6228 は私案Ⅰ - 5 期 (724 ~ 749 年) と推定する。

道路側溝を切る SK6246 は若干時期が遡る可能性もあるが、以上の検討結果から、遅くとも 9 世紀前半に古道が廃絶していたことは間違いなからう。路面上で確認した土坑は、私案Ⅰ - 5 期 (724 ~ 749 年) からⅡ - 2 - 1 期 (810 ~ 824 年) までと時期の幅が大きい、私案Ⅰ - 7 期 (770 ~ 784 年) の土器群が多い傾向にある。最古が私案Ⅰ - 5 期 (724 ~ 749 年) であるので、その段階に調査区が含まれる鍛冶山中区画の古道が廃絶しはじめた可能性がある。

以上、88 次調査の成果には齋宮Ⅰ - 2 期 (710 ~ 730 年) の廃絶を示す根拠となるものは存在せず、早くとも 8 世紀中頃以降の廃絶とみて問題ない。

**106 - 5 次調査 (1994 年)** 北側溝 SD6801 と南側溝 SD6802 が検出され、両側溝から土師器細片が出土しているが、時期決定は困難とされる。そこで、側溝以外の遺構に目を向けると、南側溝を切る溝 SD7361 があり、出土した土器が実測図として掲載されている。土師器坏 A が 2 点あるが時期差が見て取れ、概ね私案Ⅴ - 3 期 (1068 ~ 1086) とⅡ - 1 - 1 期 (784 ~ 796 年) 頃と考える。

よって、106 - 5 次調査でも齋宮Ⅰ - 2 期 (710 ~ 730 年) に廃絶したとする根拠となるような成果は得られていない。南側溝を切る SD7361 出土土器は少数であり、時期差もあるので、これだけで時期を確定するのは難しいが、私案Ⅱ - 1 - 1 期 (784 ~ 796 年) 頃と思われる坏 A が出土していることから、長岡京期にはすでに古道を切る溝が造営されていた可能性が指摘できよう。

以上のように、『内院報告書』が提示する、古道が齋宮Ⅰ - 2 期 (710 ~ 730 年) に廃絶しはじめたという解釈は、遺構の時期を再検討した結果、従い難い。88 次調査では、路面上の土坑 SK6228 から、私案Ⅰ - 5 期 (724 ~ 749 年) と思われる土器が出土し、全体的に私案Ⅰ - 7 期 (770 ~ 784 年) の土器群が多い。よって、鍛冶山中区画周辺の古道は、私案Ⅰ - 5 期から衰退しはじめ、私案Ⅰ - 7 期 (770 ~ 784 年) には廃絶していた可能性がある<sup>(17)</sup>。他の調査地の成果を考慮すると、私案Ⅱ - 1 - 1 期 (784 ~ 796 年) 頃には鍛冶山中区画周辺のみならず、方格地割内を通る古道は完全に廃絶していたと考えられる。

古道の廃絶から内院区画と方格地割の形成は、次のように推定できよう。まず私案Ⅰ - 5 ~ 6 期 (724 ~ 770 年) にかけて、史跡東部の後の内院区画造営地を齋宮として利用することが計画され、鍛冶山中区画周辺の古道が衰退した。その後、私案Ⅰ - 7 期 (770 ~ 784 年) に古道を一部廃して付け替え、二重掘立柱塀を持つ内院区画が造営された。さらに私案Ⅱ - 1 - 1 期 (784 ~ 796 年) には史跡東部全体の古道を付け替えて、方格地割の造営がなされた。

私案編年と前章の文献史学の研究成果から考えると、史跡東部の利用計画を打ち出したのは井上内親王の頃であり、二重掘立柱塀の内院区画が造営されたのは酒人内親王、そして朝原内親王の時期には方格地割の造営計画が打ち出された。方格地割の完成後、最初に斎王となったのは布勢内親王であろう。しかし、内院区画に関しては2区画分の範囲を維持しており、次の大原内親王の頃までには鍛冶山西区画と中区画の間に位置する区画間道路を造営し、すべての区画を統一した完全な方格地割を造営したと推定する。

## 第2節 方格地割内の規格性をもつ建物遺構

前節で述べたように、内院区画を通る古道の廃絶と付け替えが行われた後、内院以外の区画造営も含めた東西7列×南北4列の方格地割造営に伴って、方格地割内を通る古道がすべて廃絶し、付け替えられた可能性がある。本節では、内院以外の区画における規格性をもった建物配置の成立時期を再検討する。他の区画でそうした施設がいつ頃成立したのかを確認することで、古道の廃絶との対応関係や、方格地割の形成過程が明らかになると考えるからである。以下、西加座北・下園東・西加座南の3区画を対象に検討したい。

**西加座北区画** (図8) 規則的に配置された建物群は、斎宮Ⅱ-1期頃(785～820年)に成立した「寮庫」とされ、この「寮庫」機能は当区画廃絶後、後述する下園東区画に引き継がれたと推定されている。主に51・63・73・90・130次調査の成果に基づき、成立時期を再検討してみよう。

第51次調査ではSB3120・SB3206を検出した。奈良時代末葉～平安時代初頭と位置づけており、概ね斎宮Ⅰ-4～Ⅱ-1期(770～820年)と考えられる。同時期の遺構としてSE3200・SK3130・SK3137出土遺物の実測図が掲載され、土器の詳細は省略されていたが、私案Ⅱ-2-3期(839～850年)以前と判断できる。特にSK3137では他より古い様相の土器も認められ、私案Ⅰ-7～Ⅱ-2-3期(770～850年)の範疇に収まる。よって、建物群の成立は私案Ⅱ-2-3期以前と考えることができ、私案Ⅰ-7期(770～784年)まで遡る可能性もある。

第63次調査ではSB4187を検出した。平安時代初期とされ、斎宮Ⅱ-1期(785～820年)にあたると思われる。同時期の遺構としてSK4200出土遺物の実測図が掲載されており、私案Ⅲ-1期古相(850～860年前後)頃と判断する。

第73次調査ではSB4032・SB4077を検出した。奈良時代末期から平安時代初期と位置づけており、概ね斎宮Ⅰ-4～Ⅱ-1期(770～820年)とみられる。同時期の遺構出土遺物の実測図はないが、次の段階である平安時代前Ⅰ期、つまり斎宮Ⅱ-2期(820～850年)にあたる遺構として、SK4068・SK4994出土遺物が掲載されている。それぞれ、私案Ⅱ-2-3期(839～850年)・私案Ⅲ-1期古相と

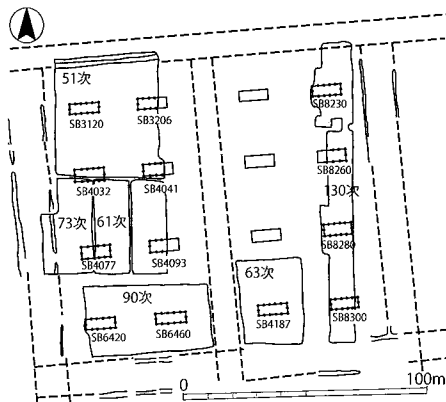


図8 西加座北区画の「寮庫」

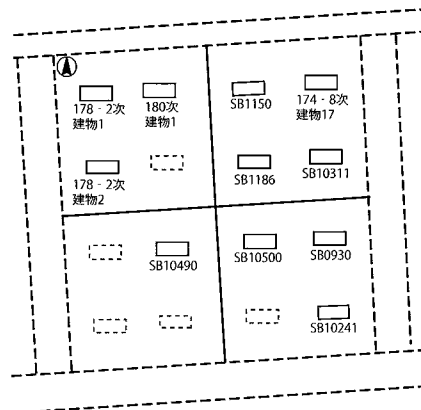


図9 下園東区画の「寮庫」

判断され、私案Ⅱ-2-3期以前の建物と考える。

第90次調査ではSB6420・SB6460を検出している。平安時代初期とされ、同時期の遺構として、SK6419・SE6440出土遺物が掲載されている。しかし、SK6419の遺構説明の部分では奈良時代後期とされ、報告書内で齟齬をきたしている<sup>(18)</sup>。実測図によればb手法を主体とし、c手法の土器が少量あることから、私案Ⅰ-7期と推定する。また、SE6440は私案Ⅰ-7期～Ⅱ-2-2期(770～839年)と判断し、建物は私案Ⅰ-7期～Ⅱ-2-2期に成立したと考える。

第130次調査ではSB8230・SB8260・SB8280・SB8300を検出している。斎宮Ⅱ-1期とされるが、同時期の遺構出土遺物の実測図は掲載されていない。一方、前段階の斎宮Ⅰ-4期の遺構としてSK8294・SD8299があり、出土遺物から、それぞれ私案Ⅰ-5～Ⅱ-1-1期(724～796年)、私案Ⅰ-7期(770～784年)と判断できる。前者は外面のヘラミガキや内面の暗文を施すものが多いが、調整手法はb・c手法が主体であり、一括資料とはいえ時期差を感じさせる。また、時期が一段階下る斎宮Ⅱ-2期の遺構としてSK8255・SK8315があり、出土遺物から、それぞれ私案Ⅱ-2-3期、私案Ⅲ-1期(850～880年)と判断した。よって、当調査でいう斎宮Ⅱ-1期は、私案Ⅰ-7期～Ⅱ-2-3期(770～850年)の範疇に収まると考える。

以上、主な調査成果から、「寮庫」の成立時期は私案Ⅱ-2-3期(839～850年)以前とみられるが、どこまで遡れるのかは断定できない。しかし、一部の土器に私案Ⅰ-7期(770～784年)と判断できるものがあることから、成立は私案Ⅰ-7期～Ⅱ-2-3期(770～850年)と考える。

**下園東区画(図9)** 西加座北区画の性格を引き継ぎ、斎宮Ⅱ-2期新相頃(820～850年頃)に「寮庫」として機能したと推定される区画である。第18・23・168・173次調査で確認された、「寮庫」を構成する建物群の一部を再検討しよう。

第18次調査ではSB930を検出し、平安時代前半の遺構とする。斎宮Ⅱ-2～Ⅱ-

3期頃(820~900年)にあたる。時期を判断した根拠の記載はなく、おそらく実測図として掲載されていない遺物細片などから判断したのであろう。この調査報告には遺物実測図が一切掲載されていないため、他の遺構との重複関係から再検討することも不可能であった。2000編年の年代観を私案編年と照らし合わせると、私案Ⅱ-2-3期~Ⅲ-2期(839~900年)にあたる。

第23次調査では、SB1150・1186を検出している。遺構同士の重複関係と遺構内出土遺物から時期を判断したとされ、SB1150を平安時代中葉、SB1186は時期不明とする。2棟の建物遺構の出土遺物やそれと重複関係をもつ遺構の出土遺物実測図がないため、再検討は困難である。ただし、同時期の遺構としてSK1179があり、出土遺物の実測図から私案Ⅱ-2-3~Ⅲ-1期新相(839~880年以前)と判断した<sup>(19)</sup>。よって、2棟の建物も概ねこの時期にあたると思われる。

第168次調査では、SB10241を検出している。報告書は斎宮Ⅰ-4~Ⅱ-1期(770~820年)の遺構とし、SK10247より先行するという<sup>(20)</sup>。SK10247出土土器は私案Ⅲ-1期(850~880年)と考えるので、SB10241はそれ以前に存在した可能性が高い。また、同時期の遺構としてSK10250・10251・10248が挙げられているが、出土遺物はそれぞれ私案Ⅰ-5~6期(724~770年)・Ⅰ-6期(749~770年)・Ⅱ-2-3期以前(839~850年以前)と判断できる。かなりの時期差が生じている点に問題が残るが、建物と同時期の遺構はSK10248であろう。

第173次調査ではSB10311を検出し、報告書は斎宮Ⅱ-2期(820~850年)とする<sup>(21)</sup>。実測図が掲載されず、この遺構と重複関係にある遺構の出土遺物実測図もみえない。ただし、同時期の遺構としてSK10318が挙げられており、出土遺物実測図から私案Ⅱ-2-3期と判断した。

以上、四つの調査から下園東区画の「寮庫」を構成する建物の時期の再検討を試みたが、建物に重複する先行遺構や建物遺構から出土した遺物の実測図がなく、検討作業は困難であった。しかし、同時期の遺構とされる遺構の出土遺物には、私案Ⅱ-2-3期頃(839~850年)とみられるものが多い。この結果から、「寮庫」の建物遺構群も同様の時期と考えるのであれば、下園東区画が「寮庫」として機能する契機は、すでに指摘されているように、承和6年(839)に離宮院から斎宮の機能が多紀郡に戻ったことであろう。

**西加座南区画**(図10) 区画の西半分には規格性の高い建物群が展開し、「神殿」と推定されている。主に83次・84-1次・86次調査を再検討していこう。

83次調査では、SB5780・SD5792・SD5793・SD5794・SA5806・SB5820・SD5822・SD5823・SA5840・SD5832・SD5892を検出している。いずれも平安時代初期と位置づけられており、斎宮Ⅱ-1期(785~820年)にあたる。これらは出土遺物の実測図の掲載がなく、時期を直接検討することは不可能であった。



また、周囲の遺構のうち、SB5780の四周を巡ると思われる溝の東南隅は、平安時代前Ⅱ期つまり斎宮Ⅱ-3期(850~900年)のSK5790に切られるというが、この土坑の遺物実測図も掲載されておらず、時期を検討することができなかった。唯一実測図が掲載されていたSE5850出土遺物はSK5790と同時期とされている遺物であり、検討の結果、私案Ⅲ-1期頃(850~880年)の土器群と判断した。よって、83次調査の結果からは、「神殿」の成立は私案Ⅲ-1期以前と言えるのみで、詳細な時期は不明である。

84-1次調査では、SA5840・SD5892・SD5832を検出している。83次調査と同様に平安時代初期とされるが、遺構出土遺物は実測図として掲載されていない。そこで、同時期の遺構と推定され、出土遺物の実測図が掲載されているSD5870の土器群を検討したところ、私案Ⅱ-1-2~Ⅱ-2-2期(796~839年)の範疇に収まる土器群と判断できた。よって、「神殿」の一部は、私案Ⅱ-1-2~Ⅱ-2-2期頃に成立したと考える。

86次調査では、SB6000・SD6034・SD6035を検出している。奈良時代後期つまり斎宮Ⅰ-4期(770~785年)とされるが、これらの遺構の出土遺物も掲載されていないため、同時期とされるSK6030の遺物実測図を検討した結果、私案Ⅱ-2-3期(839~850年)と判断した。報告書では、「神殿」と同時期とみるが<sup>(22)</sup>、本調査の遺構群は「神殿」よりも後出のものであろう。

以上、三つの調査成果から、西加座南区画の「神殿」は、同時期とされる遺構出土土器群と、重複関係をもつ遺構出土遺物の時期の再検討によって、私案Ⅱ-1-2~Ⅱ-2-2期(796~839年)頃に成立し、遅くとも私案Ⅲ-1期(850~880年)には廃絶したと考える。前節でみたように、方格地割が私案Ⅱ-1-2期(796~810年)にあたる布勢内親王の頃に完成したとすれば、「神殿」は方格地割に伴って造営されたと考えられよう。

### 第3節 史跡東部における斎宮の形成過程

本節では、これまでに述べてきたことを確認したうえで、内院区画の遺構変遷を改めて検討し、史跡東部の形成過程を考察していこう。

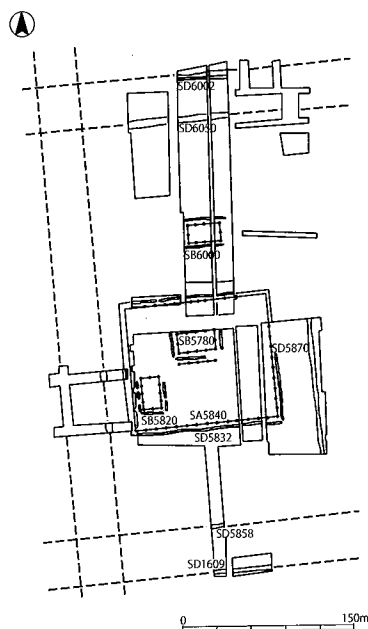


図10 西加座南区画の「神殿」

筆者は前稿1で、私案Ⅰ-7期(770~784年)つまり酒人・浄庭齋王時代には、史跡東部はまだ齋宮として利用されておらず、古道が機能していたと推定し、後の内院区画となる地域にも規格性をもった建物は存在しないと考えた。

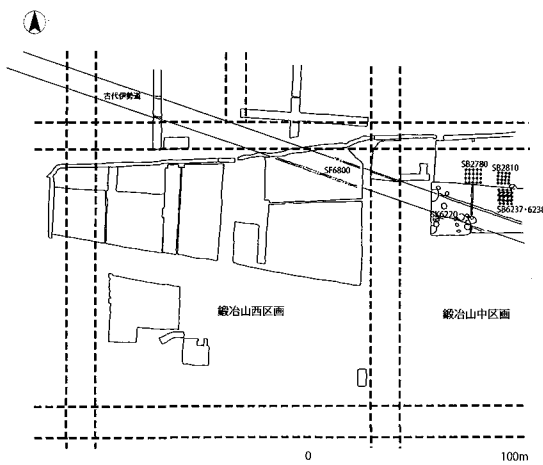
しかし、私案Ⅰ-5期(724~749年)の段階から、史跡東部の広範囲で土器が出土する(第1章)。当該期の齋王は井上内親王であり、この段階で齋王制度が整備され、『延喜齋宮式』の基本となるような制度が成立したと考えられる(第2章第2節)。また、齋宮寮の拡大整備も行われ、それらを契機として、史跡東部を利用した齋宮の拡大が行われた。こうした状況が土器の分布にも表われているとみられる。また、内院区画周辺の古道は私案Ⅰ-5期(724~749年)から衰退しはじめ、私案Ⅰ-7期(770~784年)には完全に廃絶した可能性がある(第3章第1節)。

以上のことから、前稿1で示した内院区画の様相は再検討を要する。この古道の廃絶と同時に二重掘立柱塀を持つ建物遺構が成立し、内院区画が成立したとみる方が妥当である。私案Ⅰ-7期には、榎村氏や山中氏が指摘するように、酒人内親王のための内院が造営されたのであろう。

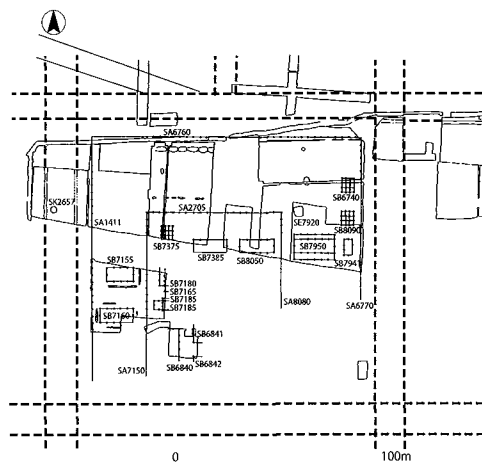
次に、筆者は、私案Ⅱ-1-1期(784~796年)つまり朝原内親王の段階で、二重掘立柱塀をもち、掘立柱塀で外郭を囲われた2区画分の遺構配置が成立し、それと同時に周辺の区画も造営されたことで第1次方格地割が成立したと考えた。確かに、内院区画以外の区画を通る古道の廃絶も当該期頃と想定されるため(第3章第1節)、方格地割の造営が当該期に行われた可能性もある。

しかし、西加座南区画の「神殿」の成立は、次の段階である私案Ⅱ-1-2期(796~810年)頃と考えられる(第3章第2節)。つまり、古道が廃絶する時期と内院以外の区画に規格性をもった建物遺構が成立する時期の間には、一段階の時期差があるが、これについては、私案Ⅱ-1-1期(784~796年)頃を、方格地割造営の計画が打ち出された準備段階と考えたい。朝原内親王段階では、前代で見た二重掘立柱塀の施設配置がさらに東へ拡大されて外郭が成立し、方格地割の造営にも着手したが、各区画内に規格性をもつ建物を造営するまでの段階には進んでいなかったのではなかろうか。そして、私案Ⅱ-1-2期(796~810年)の布勢内親王の頃に、方格地割の内院以外の区画に規格的な建物が造営されるようになったと推定する。

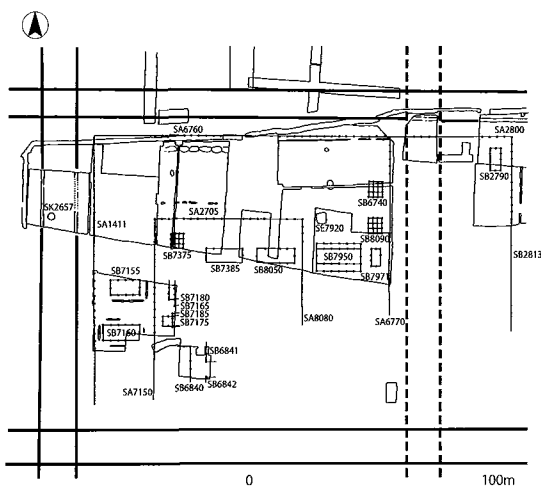
鍛冶山西区画と鍛冶山中区画の区画間道路の造営に関しては、第92次調査で区画間道路西側溝とみられるSD6517を検出している。また、北側の区画溝SD2400も検出され、SD6517に先行するとされる。平安時代前Ⅰ期と位置づけられ、出土遺物の実測図の掲載はないものの、同時期の遺構とされるSK6510の出土遺物実測図から、私案Ⅱ-2-3期(839~850年)頃と判断できる。



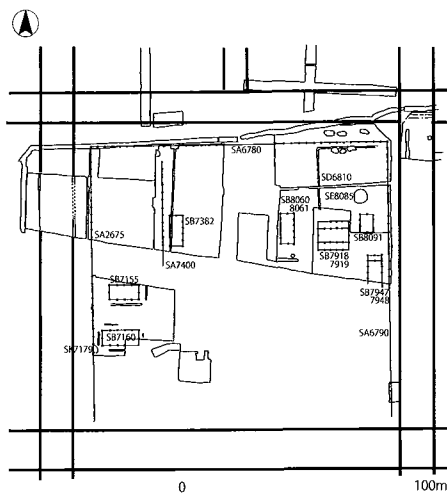
私案 I - 7 期以前



私案 I - 7 期



私案 II - 1 - 1 期



私案 II - 1 - 2 期

図 11 内院区画の変遷案 (破線は存在しないことを示す)

朝原内親王の頃に内院区画の外郭が東へ拡大されたとみる場合、それ以降の斎王で斎宮の施設に影響を与えた可能性をもつのは布勢内親王であろう。彼女の時代に、規格性を持つ建物遺構を方格地割内に造営し、内院区画の区画範囲を他区画と同一規模とすることで、完全な方格地割が完成したと推定したい。

以上、方格地割を伴う斎宮の造営は、桓武朝の朝原・布勢内親王の2代の斎王にわたって行われたものとする。

## おわりに

以上、考察を重ねてきたが、最後に整理してまとめておきたい。

第 1 章では、私案編年を用いて時期別の土師器出土遺構の分布とその変遷を検

討した。その結果、8世紀前半までは史跡西部に集中していた分布が、私案Ⅰ-5期(724~749年)頃に史跡東部へ広がることを明らかにした。この段階で、史跡西部にも引き続き分布が確認できることから、齋宮の「移設」ではなく「拡大」と解釈され、中枢部は史跡西部に存在したと考える。時期からみて、「拡大」には当該期の齋王である井上内親王が関係していた可能性が高い。

第2章では、文献史学の成果から齋宮拡大時期を明らかにするために、齋王制度と齋宮寮に注目し、研究史を概観した。その結果、齋王制度は不安定な状態ながら大来皇女の頃に始まり、井上内親王の頃に整備されたと考えられる。その後、布勢内親王の頃に、井上内親王の制度を基本形としつつ様々な要素を加え、『延喜齋宮式』の制度に近いものが成立した。そして、大原内親王段階の追加条項を経て、仁子内親王段階に弘仁元年(810)の賀茂齋院制度成立を契機として『延喜齋宮式』が成立したと推定される。

また、齋宮寮については、『続日本紀』神亀4年(727)8月壬戌条や『類聚三代格』巻4所載の神亀5年(728)7月21日勅などから、井上内親王の段階で拡大整備されたとみられる。この時期に齋王制度と齋宮寮の整備が同時に行われ、なおかつ後世にまでそれが引き継がれたことから、齋宮の史跡東部への拡大も井上内親王の段階で初めて行われた可能性が指摘できる。

第3章では、古道の廃絶時期と、方格地割内で内院以外の区画に規格性をもった建物が成立する時期を検討することで、齋宮の史跡東部への移設時期と方格地割の形成過程を明らかにしようと試みた。その結果、内院区画周辺の古道は私案Ⅰ-5期(724~749年)から衰退しはじめ、私案Ⅰ-7期(770~784年)には廃絶した可能性がある。また、内院区画以外の区画を通る古道の廃絶は、私案Ⅱ-1-1期(784~796年)頃、西加座南区画の「神殿」遺構の成立は私案Ⅱ-1-2期(796~810年)頃と考えてよい。よって、前稿1で示した内院と方格地割の形成に関して若干の変更を加えることとなった。

まず、私案Ⅰ-7期(770~784年)の酒人内親王の段階で、後の内院区画にあたる地域に二重掘立柱塀をもつ建物群が成立し、私案Ⅱ-1-1期(784~796年)の朝原内親王段階で、建物群の東への拡大と方格地割の造営が行われたと想定する。そして、私案Ⅱ-1-2期(796~810年)の布勢内親王段階に、前代で造営した方格地割の区画内に規格性をもった建物を造営し、鍛冶山西区画と鍛冶山中区画の区画間道路を形成することで、各区画が同一規模でかつ区画ごとに一定の性格を与えられた完全な方格地割が完成したと考える。

以上、発掘調査成果の再検討と文献史学の研究成果に基づき、成立期から方格地割造営時期までの齋宮の形成過程を考察した。齋宮は、当初、史跡西部に存在していたが、井上内親王のために聖武天皇が行った齋王制度の整備と齋宮寮の拡

大によって施設拡大の必要性が生じ、史跡東部の活用が開始される。その後、光仁朝の酒人内親王の段階で内院が移設され、桓武朝には朝原・布勢内親王の2代にわたり方格地割の造営と各区画内の建物整備がなされたことで、史跡東部へ完全に移行したと考える。

一方、残された課題も多い。第3章第2節で三つの区画しか検討できなかった点は、筆者の力量不足によるものである。近年では柳原区画の発掘調査も進んでおり、報告書も刊行されている<sup>(23)</sup>。これを含めて、さらに多くの区画を対象に検討すれば、方格地割の形成過程をより詳細に解明することが可能となろう。今後の課題として他日を期したい。

## 註

- (1) 史跡西部の齋宮関係遺構は第100次（『史跡齋宮跡 平成5年度発掘調査概報』齋宮歴史博物館、1994年）、146次調査（『史跡齋宮跡 平成17年度発掘調査概報』齋宮歴史博物館、2007年）などで確認されている。また、泉2006（60～69頁）などにも詳しい。方格地割の造営時期に関しては、『内院報告書』で調査結果の集成と考察がなされている。「第六章 内院地区の遺構変遷」では、それに関連する文献史料として、『続日本紀』延暦4年（785）4月丁亥条の紀作良の造齋宮長官任命記事を挙げる。当該期の齋王は朝原内親王である。近年では、造営時期を次の布勢内親王の頃とする説もある（榎村2012）。
- (2) 「第五章 光仁・桓武朝の齋宮—奈良時代後期の位置付けについて—」「第六章 内院地区の遺構変遷」『齋宮跡発掘調査報告Ⅰ 内院地区の調査 本文編』齋宮歴史博物館、2001年。
- (3) 2000編年が提示された段階で、すでに川越俊一・國下多美樹・小森俊寛の3氏から、都城土器との近似や土師器にみられる都城編年との実年代の齟齬は指摘されていた（川越2000、國下2000、小森2000）。また、近年では山中章氏によって新たな編年案も提示されている（山中章2011）。
- (4) 私案編年を作成するにあたって筆者は、都城土器との近似を指摘されていた土師器供膳具の坏A・皿A・椀Aに注目し、これらを都城の土器編年に照らし合わせることで、基準資料に実年代を付与した。本稿でも同様の手法を用いることとする。
- (5) 龜山朝の愷子内親王が文永9年（1272）に帰京して以降、後醍醐朝までに3人の齋王が卜定されたものの、いずれの齋王も群行するまでに至っていない。
- (6) 「庚子。遣鍛冶正從五位下氣太王造齋宮於伊勢国。」（『続日本紀』宝龜2年〔771〕11月庚子条）。
- (7) 「丁亥。從五位上紀朝臣作良為造齋宮長官。」（『続日本紀』延暦4年〔785〕4月丁亥条）
- (8) そもそも多紀・智努・円方が齋王であったことがうかがえる記述は正史になく、『一代要記』など後世の文献にみえるのみである。

- (9) この点に関しては、長原 2013 の巻末資料「表 1」に詳しい。
- (10) 「即以皇太子井上王為齋王。仍移於北池辺新造宮。其儀。右大臣從二位長屋王率參議以上及侍從並孫王等而前從之。内侍從五位下播磨直月足。從五位下余比壳大利率等率女孀數十人而從之。乳母二人領小女子十餘許人。繞輿從行。祇臣正六位上菅生朝臣忍梓。忌部從七位上忌部宿祢君子輿前從行。昇輿人用左右大舍人六人。並着青摺布。正五位下葛城王。從五位上佐為王為前輿長。從五位上櫻井王。從五位下大井王為後輿長。從五位下石上朝臣勝男領前舍人八人。從五位上榎井朝臣広国領後内舍人八人。左右衛士從宮門至齋宮道。兩辺陣立至宮安置訖。其威儀從者及衛士各令却還。其齋宮任中臣從八位下中臣朝臣大庭。忌部從八位上忌部宿祢虫名。宮主少初位下伊吉卜部年麻呂。神部四人。卜部一人。戸坐一人。御炬二人。／神祇記文云。膳部四人。大炊部二人。酒部二人。馬部二人。」(『官曹事類』〔『政事要略』所引〕養老 5 年〔721〕9 月 11 日)。
- (11) 例えば、奈良時代における齋王の群行・帰京ルートについて若干の考察を行ったことがある(脇田 2014)。「孝謙天皇東大寺領施入勅」によると、天平勝宝 7 歳(755)には板蠅柚の南限として「齋王上路」が挙げられている。そこから、「上路」に対して「下路」の存在を想定し、両路は齋王の群行時と凶事帰京時で使い分けたと考えた。また、『続日本紀』の天平勝宝元年(749)閏 5 月甲辰条には皇齋王が身内の喪によって帰京する記事がみえ、齋王の凶事帰京を明示した最初の文献史料であることから、皇齋王の頃には凶事帰京の際は別ルートを用いて帰京するという制度が組み込まれた可能性がある。これらは、齋王制度が各齋王によって段階的に整備された一例といえよう。
- (12) 「詔曰。供給齋宮年料、自今以後皆用官物。不得依旧充用神戸庸調等物。」(『続日本紀』天平 2 年(730)7 月癸亥条)。
- (13) 「補齋宮寮官人一百廿一人。」(『続日本紀』神龜 4 年〔727〕8 月壬戌条)：  
 「勅／齋宮寮／頭一人。從五位官。助一人 正六位官。大允一人。正七位官。少允一人。從七位官。／大属一人。少属一人。已上從八位官。使部十人。／主神司／中臣一人。從七位官。忌部一人。宮主一人。已上八位官。神部六人。卜部四人。／舍人司／長官一人從六位官主典一人 大初位官大舍人廿人 舍人十人／織部司／長官一人 從六位官主典一人 大初位官。大舍人廿人 舍人十人／膳部司／長官一人 從六位官判官一人 正八位官主典一人 大初位官。□／炊部司／長一人 從八位官炊部四人／酒部司／長一人從七位官酒部四人／水部司／長一人 從七位官水部四人／殿部司／長一人 從七位官殿部六人／采部司／長一人 從七位官女采六人。／掃部司／長一人從七位官掃部六人／薬部司／長一人 從八位官医生二人／勅、依前件、／神龜五年七月廿一日(『類聚三代格』卷 4 所載神龜 5 年〔728〕7 月 21 日勅)。
- (14) 『三重県齋宮跡調査事務所年報 1984 史跡齋宮跡発掘調査概報』三重県齋宮跡調査事務所、1985 年の「(付編) 齋宮跡の土師器」は、最初に提示された齋宮の土器編年(1984

編年)であり、2000年に改訂されるまで、齋宮跡の土器や遺構の時期推定の基準となった。この編年では、奈良時代を前・中・後期、平安時代を初期・前Ⅰ・前Ⅱ・中・後Ⅰ・後Ⅱ・末期に分類している。

- (15) e手法とは、口縁部をヨコナデし、内面をナゲたうえで、底部外面にオサエ・ナゲを施す調整手法である。後述するb手法とc手法は、口縁部と内面の調整がe手法と共通するが、b手法は底部外面にヘラケズリを施し、c手法は外面全体にヘラケズリを施す点で異なる。
- (16) 『三重県齋宮跡調査事務所年報 1983 史跡齋宮跡一発掘調査概報一』三重県齋宮跡調査事務所、1984年。
- (17) 『内院報告書』掲載以外の古道調査では、遺構から私案Ⅱ-2-3期(839~850年)頃の土器が出土している例が多い。これらの調査は柳原区画・御館区画でなされていることから、後の内院区画を通る古道が先に廃絶し、次の段階で方格地割造営のために地割内の古道が廃絶したと考えるのが妥当であろう。
- (18) 『史跡齋宮跡 平成3年度発掘調査概報』齋宮歴史博物館、1992年。
- (19) SK1179が建物遺構と同時期であるということは、報告書には明記されていない。しかし、平安中葉の遺構に関する部分のみ、出土土坑数と挙げられている遺構番号の数が合わない。よって、記載漏れであると判断し、SK1179を平安時代中葉の遺構と考えた。
- (20) 『史跡齋宮跡 平成22年度発掘調査概報』齋宮歴史博物館、2012年。
- (21) 『史跡齋宮跡 平成23年度発掘調査概報』齋宮歴史博物館、2013年。
- (22) 『史跡齋宮跡 平成2年度発掘調査概報』齋宮歴史博物館、1991年。
- (23) 『齋宮跡発掘調査報告Ⅱ 柳原区画の調査 遺構・遺構総括編』齋宮歴史博物館、2014年。

#### 参考文献 (報告書を除く)

- 泉 雄二 2006『伊勢齋宮跡』日本の遺跡9、同成社
- 榎村寛之 1996『律令天皇制祭祀の研究』塙書房
- 榎村寛之 2004『伊勢齋宮と齋王 祈りをささげた皇女たち』塙選書
- 榎村寛之 2009『伊勢齋宮の歴史と文化』塙選書
- 榎村寛之 2012『伊勢神宮と古代王権 神宮・齋宮・天皇がおりなした六百年』筑摩選書
- 川越俊一 2000「藤原京・平城京の土器」『国史跡齋宮跡発掘30周年記念特別展「器は語る700年」記念シンポジウム「齋宮の土器・みやこの土器」資料』
- 國下多美樹 2000「長岡京の土器様相」『同上』
- 駒田利治 2009『伊勢神宮に仕える皇女・齋宮跡』シリーズ「遺跡を学ぶ」058、新泉社
- 小森俊寛 2000「平安京出土の土器・陶磁器」『国史跡齋宮跡発掘30周年記念特別展「器は語る700年」記念シンポジウム「齋宮の土器・みやこの土器」資料』
- 古代の土器研究会 1992『古代の土器Ⅰ 都城の土器集成Ⅰ』

- 古代の土器研究会 1993『古代の土器2 都城の土器集成Ⅱ』
- 古代の土器研究会 1994『古代の土器3 都城の土器集成Ⅲ』
- 杉谷政樹 1997「古代官道と斎宮跡」『三重県埋蔵文化財センター研究紀要』第6号、三重県埋蔵文化財センター
- 田中 卓 1959『神宮の創始と發展』神宮教養叢書第五集、神宮司廳
- 長原舞佳 2013「斎王制度の変遷に関する一考察—桓武・嵯峨朝斎王の卜定から—」『三重大史学』第13号、三重大学人文学部考古学・日本史研究室
- 西 弘海 1986『土器様式の成立とその背景』真陽社
- 古川淳一 1993「斎宮寮に関する基礎的考察」『日本律令制論集』下巻、吉川弘文館
- 山中 章 2001「斎宮方格地割の設計」『条里制・古代都市研究』通巻17号、条里制・古代都市研究会
- 山中 章 2011「斎宮・離宮院変遷の歴史的背景—離宮院遷宮にみる古代王権と伊勢太神宮—」『仁明朝史の研究—承和転換期とその周辺—』思文閣出版
- 山中智恵子 1980『斎宮志』大和書房
- 脇田大輔 2012「伊勢斎宮方格地割内院地区の遺構変遷に関する一考察—斎宮土器編年と鍛冶山西区画の再検討を中心に—」三重大学卒業論文
- 脇田大輔 2013「伊賀国を巡る古代王権の道—壬申の乱・斎王の道・聖武行幸から—」『2013（平成25）年度「三重の文化と社会」研究報告書 伊賀市・三重県の研究』三重大学大学院人文社会科学研究科
- 脇田大輔 2015「伊勢斎宮形成過程に関する一考察—8世紀から9世紀の伊勢斎宮—」三重大学修士論文

## 図表出典

- 表1：脇田2015。
- 図1～6・11：筆者作成・トレース。
- 図7：杉谷1997掲載図を一部改変。
- 図8：『史跡斎宮跡 平成12年度発掘調査概報』斎宮歴史博物館、2002年、第14図をトレース。
- 図9：『平成25年度 史跡斎宮跡発掘調査報告会現地説明会資料』斎宮歴史博物館、2014年、掲載図（のちに『史跡斎宮跡 平成25年度発掘調査概報』斎宮歴史博物館、2015年、第II-6図として一部改変・掲載）をトレース。
- 図10：『史跡斎宮跡 平成2年度発掘調査概報』斎宮歴史博物館、1991年、第11図の一部をトレース。